

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市放置自動車防止条例(平成14年条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(処理業者等)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条又は第14条の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業又は産業廃棄物収集運搬業及び処分業に関する市長の許可を得ていること。

(2) 法第8条又は第15条の規定により設置の許可を受けている廃棄物の処理施設で、自動車に係る圧縮、切断、破碎等の中間処理をすることができるものを本市内に有していること。

(3) 本市内に事業所を有していること。

(4) 条例第20条第3項に規定する処理の依頼をする日前1年内に法その他の関係法令に違反し、かつ、勧告又は改善命令その他の処分を受けていないこと。

(5) 廃自動車の処理を適正かつ的確に行う能力を有していること。

(会長及び副会長等)

第4条 条例第7条の規定による熊本市放置自動車対策協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、熊本市環境局ごみ減量推進課において行う。

(平17規則48・平24規則7・一部改正)

(調書の作成及び警告書の貼付)

第8条 条例第10条第1項の規定により調査した職員は、調査調書(様式第1号)を作成するものとする。

2 条例第10条第2項に規定する警告書は、撤去警告書(様式第2号)とする。

3 市長は、放置自動車について放置自動車処理記録台帳(様式第3号)により記録するものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(所有者等への勧告)

第10条 条例第12条の規定による勧告は、撤去勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(措置命令)

第11条 条例第14条の規定による措置命令は、撤去命令書(様式第6号)により行うものとする。

(移動・保管の通知、標示及び告示)

第12条 条例第15条第2項に規定する通知は、放置自動車移動・保管通知書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第15条第3項に規定する標示は、放置自動車移動・保管の標示(様式第8号)により行うものとする。

3 条例第15条第3項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 放置場所

(2) 放置自動車の形状等

(3) 移動し、保管した日時

(4) 保管場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(引取通知)

第13条 市長は、条例第16条の規定による引取通知をするときは、放置自動車引取通知書(様式第9号)により行うものとする。

(廃物等認定の告示)

第14条 条例第17条第2項及び第18条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 放置場所

(2) 放置自動車の形状等

(3) 移動し、保管したときは、その日時及び保管場所

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(準廃物の返還告示)

第15条 条例第20条第1項の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 放置場所

(2) 放置自動車の形状等

(3) 移動し、保管したときは、その日時及び保管場所

(4) 準廃物の認定を行った日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(返還手続き)

第16条 保管されている放置自動車の所有者等が、当該放置自動車の返還を受けようとするときは、保管放置自動車返還請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の保管放置自動車返還請求書の提出があった場合において、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法により、その者が放置自動車の返還を受けるべき正当な権限を

有する所有者等であることを確認したときは、返還日時を指定して保管放置自動車受領書(様式第11号)及び第18条に規定する保管放置自動車費用請求書(様式第12号)を交付するものとする。

- 3 市長は、保管した放置自動車を所有者等に返還するときは、当該放置自動車の撤去及び保管に要した費用の納入があったことを確認し、保管場所において前項の保管放置自動車受領書と引き換えに返還するものとする。

(準廃物の売却方法)

第17条 条例第20条第2項の規定による準廃物の売却方法は、物品売り払いの例による。

(費用の請求)

第18条 条例第21条の規定による費用の請求は、保管放置自動車費用請求書により行うものとする。

(報告の徴収)

第19条 条例第22条の規定による報告は、廃自動車処理実績報告書(様式第13号)により行うものとする。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月5日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第48号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第54号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月19日規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

(平16規則48・一部改正)

様式第1号

調査調書

										整理番号	
調査年月日	年 月 日 時				所 属 調査担当者						
発見・通報年月日及び内容					通 報 者		住所 氏名(名称) 電話番号				
放 置 場 所	熊本市										
場 所 区 分	①市有地() ②県有地() ③国有地() ④その他()										
場所の管理者											
放置自動車の 形状等	メーカー・ 車 名		自動車登録番号標等 (ナンバープレート)				AT・マニュアル				
	種別・塗色		車台番号		走行距離			km			
	所有者等		判明・不明	車検期限		製造年月日 初度登録年月日					
	住所		氏名 連絡先								
走行に必要な主な機能の状況					付属機能の状況						
装置	無	破損	腐食	不明等	付属機能	大破(無)	中破	小破			
エ ン ジ ン					車 体						
トランスミッ シ ョ ン					塗 装 の 状 態						
バ ッ テ リ ー					バ ン パ ー (前 後)						
ハ ン ド ル					サ イ ド ミ ラ ー						
ラ ジ エ タ ー					エ ン ジ ン ル ー ム						
座 席					フ ロ ン ト ガ ラ ス						
タ イ ヤ					リ ャ ガ ラ ス						
車両の状況					サ イ ド ガ ラ ス						
汚れ・ほこりの 状態					照 明 類						
車内のごみ投棄 状況					室 内 の 状 況						
使用の形跡					メ ー タ ー 類						
その他の状況					施錠の有無	有	・	無			
条 例 適 用	<input type="checkbox"/> 可 (即時廃物認定 ・ 協議会へ申請) <input type="checkbox"/> 不可										

様式第2号

様式第2号

撤去警告書

この自動車の所有者等は、至急、自動車を撤去・移動するなどの適正な処置をしてください。

適正な処置がなされない場合は、熊本市放置自動車防止条例の規定に基づき、市において移動、保管、処分等を行う場合があります。この場合、所有者等に対し、これらに要した費用を請求するとともに、罰則が適用される場合があります。

また、この自動車の所有者等について心当たりのある方は、市へご連絡ください。

年 月 日

熊本市長

連絡先 熊本市 局 部 課
(電話番号)

[様式第3号](#)

(平16規則48・一部改正)

様式第3号

放置自動車処理記録台帳

		整理番号		課名		
発見・通報年月日	年 月 日 時	通報者				
通報内容						
調査年月日	年 月 日 時	調査担当者				
放置場所	熊本市					
場所区分	①市有地()②県有地()③国有地()④その他()					
場所の管理者						
放置自動車の形状等	メーカー・車名	自動車登録番号標等		AT・マニュアル		
	種別・塗色	車台番号		走行距離	km	
	自動車登録	有・無	車検期限	製造年月日	初度登録年月日	
警告書	貼付年月日	年 月 日 時				
照 会	運輸局等	照会先				
		照会日	年 月 日	回答日	年 月 日	
	警察	照会先				
		照会日	年 月 日	回答日	年 月 日	
	回答内容	<input type="checkbox"/> 盗難届(有・無) <input type="checkbox"/> 警察で処理(可・否) <input type="checkbox"/> 特記事項()				
所有者等判明の場合	所有者等住所、氏名、電話番号					
	所有者等との折衝					
	処 理 状 況	<input type="checkbox"/> 自主撤去		年 月 日	<input type="checkbox"/> 勅告	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 命令(年 月 日 ; 弁明通知		年 月 日	期限	年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 告発		年 月 日	北・南・東警察署	
		<input type="checkbox"/> 移動・保管(有・無)		年 月 日 時	<input type="checkbox"/> 移動通知	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 保管場所:				
		<input type="checkbox"/> 引取通知(年 月 日		期限	年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 費用等請求(年 月 日		期限	年 月 日)			
<input type="checkbox"/> 請求金額		円				
<input type="checkbox"/> 返還日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 費用等納入日	年 月 日		
所有者等不明の場合	<input type="checkbox"/> 移動保管 有・無		<input type="checkbox"/> 移動の標示 有・無	<input type="checkbox"/> 廃物等認定告示		
	<input type="checkbox"/> 移動・保管年月日		年 月 日 時	<input type="checkbox"/> 準廃物告示		
	<input type="checkbox"/> 保管場所:		<input type="checkbox"/> 処分依頼日		年 月 日	
			<input type="checkbox"/> 処分完了日		年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 即廃物認定の告示		年 月 日	<input type="checkbox"/> 売却完了日		
	<input type="checkbox"/> 移動・保管標示・告示日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 売却金額		
		円				
放置自動車対策協議会	年 月 日 開催					
	<input type="checkbox"/> 廃物判定		<input type="checkbox"/> 準廃物判定			
処分後の通知	通知先()通知年月日 年 月 日					
備考						

[様式第4号](#)

様式第4号

(表)

身分証明書		第 号
写 真	所属 職名 氏名	年 月 日生
<p>上記の職員は、熊本市放置自動車防止条例第11条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明します。</p>		
年 月 日	熊本市長	印

(裏)

熊本市放置自動車防止条例(抜粋)

(立入調査)

第11条 市長は、前条第1項の規定による調査を実施するために必要があるときは、当該職員に、自動車が放置されている土地周辺に立ち入り、当該自動車の調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、要求があったときは、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第5号

第 号
年 月 日

撤去勧告書

住所

氏名 様
〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

熊本市長 印

熊本市放置自動車防止条例第12条の規定により、下記の放置自動車を撤去するよう勧告します。

記

- 1 放置場所 熊本市
- 2 放置自動車の形状等
 - (1) メーカー、車名
 - (2) 種別
 - (3) 塗色
 - (4) 自動車登録番号標等、車台番号
- 3 撤去期限 年 月 日
熊本市 局 部 課
(電話番号)

[様式第6号](#)

(平17規則54・一部改正)

様式第6号

達 第 号
年 月 日

撤去命令書

住所

氏名 様
〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

熊本市長 印

熊本市放置自動車防止条例第14条の規定に基づき、下記の放置自動車を撤去するよう命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同条例第26条の規定により、20万円以下の罰金が科せられます。

記

- 1 放置場所 熊本市
 - 2 放置自動車の形状等
 - (1) メーカー、車名
 - (2) 種別
 - (3) 塗色
 - (4) 自動車登録番号標等、車台番号
 - 3 撤去期限 年 月 日
- 熊本市 局 部 課
(電話番号)
- (教示)

様式第7号

第 号
年 月 日

放置自動車移動・保管通知書

住所

氏名 様
〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

熊本市長 印

熊本市放置自動車防止条例第15条第2項の規定(措置命令違反)に基づき、下記の放置自動車を移動・保管したので通知します。

記

1 放置場所	熊本市					
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種 別	塗 色	自動車登録番号標等	車台番号	
3 移動・保管日時	年 月 日 時					
4 保管場所	熊本市					
5 連絡先	熊本市 局 部 課		熊本市 電話番号 内線			

[様式第8号](#)

様式第8号

放置自動車移動・保管の標示

この場所に放置されていた自動車は、熊本市放置自動車防止条例第15条第1項の規定により、市が移動し保管しています。

この自動車の所有者等は、至急市に連絡の上、引取り手続きをしてください。

引取り手続きがない場合は、条例の規定に基づき処分等を行い、これに要した費用を請求します。

年 月 日

熊本市長

記

1 放置場所	熊本市					
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録番号標等	車台番号	
3 移動・保管日時	年 月 日 時 分頃					
4 保管場所	熊本市					
5 連絡先	熊本市	局	部	課	熊本市 電話番号 内線	

様式第9号

第 号
年 月 日

放置自動車引取通知書

住所

氏名 様
〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

熊本市長 印

熊本市放置自動車防止条例第16条の規定により、保管されている下記の放置自動車を
引き取るよう通知します。

記

1 放置場所	熊本市					
2 放置自動車の形 状等	メーカー、車名	種 別	塗 色	自動車登録番号標等	車台番号	
3 移動・保管日時	年 月 日		時 分頃			
4 保管場所	熊本市					
5 連絡先	熊本市 局 部 課		熊本市 電話番号 内線			

[様式第10号](#)

様式第10号

保管放置自動車返還請求書

年 月 日

熊本市長 様

住所

氏名

印

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の保管された放置自動車の返還を請求します。

記

1 放置した場所	熊本市					
2 放置した年月日	年 月 日					
3 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種 別	塗 色	自動車登録番号等	車台番号	
4 放置した理由						

市処理欄

整 理 番 号		部 署 名 担 当 者			
返還指定日時	年 月 日 午前・午後 時 分	返還場所	熊本市		
所 有 権 等 の 確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 自動車登録証 <input type="checkbox"/> その他()				
引 取 者 の 確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()				
引 取 区 分	<input type="checkbox"/> 引取通知 <input type="checkbox"/> 申出 <input type="checkbox"/> その他()				
備 考					

(注) 太線の枠内は、記入しないでください。

様式第11号

保管放置自動車受領書

年 月 日

熊本市長 様

住所

氏名

印

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の保管された放置自動車の返還を受けました。

記

1 放置した場所	熊本市					
2 放置した年月日	年 月 日					
3 放置自動車の形状等	メーカー名、車名	種 別	塗 色	自動車登録番号等	車台番号	
4 返還を受けた日時	年 月 日 午前・午後 時 分	返還を受けた場所	熊本市			

返還指定日時等

整理番号		担当者	
返還指定日時	年 月 日 午前・午後 時 分	返還場所	熊本市
領収書確認	未 ・ 済	納入	年 月 日

(注意)

保管放置自動車は、撤去及び保管に要した費用の納入があったことを確認したうえで、返還場所において、この保管放置自動車受領書と引換えに返還しますので、返還指定日当日必ず押印のうえ、撤去及び保管に要した費用の納入を証する書類とともに持参してください。

なお、太線の枠内は、記入しないでください。

様式第12号

第 号
年 月 日

保管放置自動車費用請求書

住所

氏名 様
〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

熊本市長 印

熊本市放置自動車防止条例第21条の規定により、下記のとおり放置自動車の処理等(移動・保管・処分・売却)に要した費用を請求します。
期限までに必ず納入してください。

記

1 請求金額	円	納入期限	年	月	日まで
2 請求内容					
3 放置場所					
4 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
5 連絡先	熊本市 局	部	課	熊本市 電話番号	内線

年 月 日

熊本市長(課長)様

住 所
名称・連絡先 印

廃自動車処理実績報告書

熊本市放置自動車防止条例第22条の規定に基づき、次の放置自動車について適正に処理が終了したことを報告します。

- 1 処分受託年月日 [年 月 日]
- 2 処分した廃自動車

市 記 載 欄				事 業 者 処 理 確 認 欄							
整理 番号	放 置 場 所	メーカー・車名 種別・塗色	自動車登録番号標等 または車台番号	燃 料	冷 却 液	バッテ リー	オイル 等	フロ ン	エ ア バ グ		
				有 無	済 済	有 無	済 済	有 無	済 済	有 無	済 済
				有 無	済 済	有 無	済 済	有 無	済 済	有 無	済 済
				有 無	済 済	有 無	済 済	有 無	済 済	有 無	済 済

- 3 処分(中間処理)を行った場所(所在地・名称) 熊本市 _____
- 4 処分(中間処理)終了年月日 [年 月 日]
- 5 最終処分を行った場所(所在地・名称)
 - ① _____
 - ② _____
 - ③ _____